

1年で2倍!? 高配当の投資

消費者トラブルを斬る

≫14



岸田和俊 弁護士

うまい話を餌に詐欺

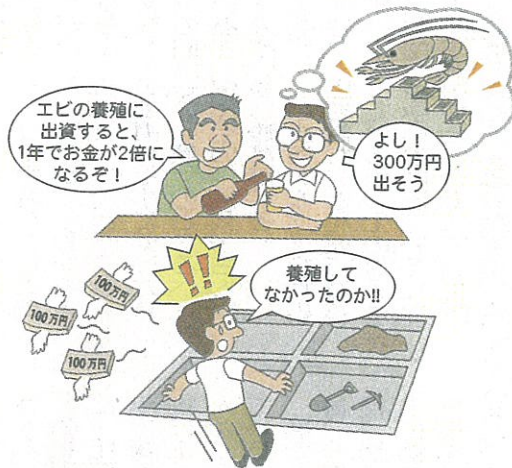
Aさんは、友達から「いいもうけ話がある。B社に投資すると、一年でお金が二倍になって返ってくる。自分は二百万円を出資して、一カ月後に十五万円の配当があった。君もやってみた方がいいよ」と勧誘されました。そこで、AさんはB社に三百万円を投資しました。B社から、最初の半年間は毎月二十万円の配当がありました。その後配当が支払われなく

なりました。不安になったAさんは、B社に電話しましたが、つながらなくなってしまいました。一年間で配当が二倍になるなど高配当をうたっている出資者を募り、多額のお金を出資させたあげく、最終的には約束通りの配当を行わない詐欺的商法を、一般的に「投資詐欺」と呼びます。最近では、エビ養殖事業の事態がないのに、同一年で二倍のお金を返す事業に投資すると一年でという条件は、銀行でお金が二倍になるとうたっている、全国の約三万五千人から約八百四十九億円を集めたという事件がありました。また、馬券の共同購入で高配当をうたっている、約七十億円を集めた事件もあります。いずれも刑事事件になっていきます。事業を始める際には、銀行からお金を借りて、そのお金を元手に事業を始めるのが一般的です。その際の利息は、大抵年間に数パーセントです。B社にとって、出資者に

不利なはずですが、なぜB社は銀行からお金を借りず、わざわざ一般の人から出資を募るのでしょうか。それは、出資者からお金をだまし取るためにかなりありません。「高配当」は出資者を集める餌なのです。初めは配当があったとしても、その後配当が滞るケースが大半です。出資を募った業者が破産してしまい、出資金を取り戻すことが難しいケースも少なくありません。

また、知人を勧誘する勧誘を受けても、「そんな手数料がもらえるケイなおいしい話か本当にあつてもあり、この場合、口をコミで被害者が広がってあげてください。いくので注意が必要ですよ。もし、知り合いから

(岸田和俊弁護士)



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日 9—12時、13—17時)